

応募資格

応募資格は、以下の条件（１～７）を全て満たす者とする。

- 1 次の(1)から(5)のいずれにも該当しないもの。
 - (1) 申請者が北九州市中央卸売市場条例第 9 条各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
 - (3) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しないものであるとき。
 - (4) 申請者が北九州市中央卸売市場第 32 条第 1 項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
 - (5) 申請者が関連業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- 2 運転資金若しくはこれに代わるべき資産が、50 万円以上であること。
- 3 年齢は 20 歳以上とする。ただし、法人にあっては、代表者の年齢とする。
- 4 申請の業種に従事した年数が申請時に 2 年以上経過している、又は市場において取引業務に従事した年数が申請時に 2 年以上経過していること。
- 5 住所又は主たる事務所等の所在地が、北九州市内及びその近郊であること。
- 6 市区町村税を完納していること。
- 7 営業上必要な許可を受けていること。

北九州市中央卸売市場条例（抜粋）

（暴力団員等の排除）

第 9 条 取引参加者及び関連事業者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（次号及び第 3 号においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- (3) その事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められること。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号。以下この号及び次号において「県条例」という。）第 23 条第 1 項の規定により県条例第 22 条第 1 項の勧告（県条例第 15 条第 2 項、第 17 条の 3、第 19 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して 2 年を経過していないこと。
- (5) 県条例第 25 条第 1 項第 3 号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過していないこと。